

第 13 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成25年 6 月25日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 13 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成25年6月25日（火曜日）

午前10時2分開議

午前11時57分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革について
- (2) 道州制について
- (3) 閉会中の継続審査事件について

出席委員（15人）

委員長 溝口幸治
副委員長 池田和貴
委員 前川 收
委員 大西一史
委員 井手順雄
委員 松田三郎
委員 重村 栄
委員 田代国広
委員 松岡 徹
委員 西 聖一
委員 淵上陽一
委員 増永慎一郎
委員 杉浦康治
委員 前田憲秀
委員 甲斐正法

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長 岡村 範 明
理事兼市町村・税務局長 楢木野 史 貴
首席審議員兼人事課長 金子 徳 政
財政課長 福 島 誠 治
税務課長 渡 辺 克 淑
市町村行政課長 原 悟

市町村財政課長 高山 寿一郎

企画振興部

総括審議員兼政策審議監 内田 安 弘
企画課長 小原 雅 晶

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 古閑 陽 一

環境生活部

首席審議員兼

環境政策課長 宮尾 千加子

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 出田 貴 康

農林水産部

農林水産政策課長 田中 純 二

土木部

監理課長 成 富 守

審議員兼

都市計画課課長補佐 田尻 雅 裕

教育委員会事務局

教育政策課長 能登 哲 也

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 板橋 徳 明
議事課主幹 左 座 守

午前10時2分開議

○溝口幸治委員長 ただいまから、第13回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、執行部を交えた本年度最初の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、委員長の溝口幸治です。

御存じのとおり、本委員会は地方分権、それから道州制に関するところでございます。今

いろいろな議論があるところでございます、特に参議院選挙後に活発な議論になることが予想されます。

ただ、本委員会には、これまでこの委員会の議論をリードしていただいたベテランの先生方が何人もいらっしゃいますし、また、各党各会派から論客の皆様方がおそろいでございますので、安心してスムーズな議論ができるというふうに思っております。執行部からの御協力もいただいて、1年間充実した委員会になりますよう皆様方をお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

次に、執行部を代表して総務部長に御挨拶をお願いいたします。

○岡村総務部長 おはようございます。

執行部を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。

溝口委員長、それから池田副委員長を初め委員の皆さん方におかれましては、これから1年間、当委員会に付託されました地方分権改革と道州制につきまして御審議をいただくわけでございますが、いずれも本県にとりまして重要課題でございます。執行部といたしましては、この課題にしっかり取り組んでまいります。御指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

付託案件の現在の状況を申し上げますと、まず、地方分権改革につきましては、本年3月に安倍首相を本部長といたします地方分権改革推進本部が発足し、4月には地方公共団体関係者を含む地方分権改革有識者会議が設置されるなど、地方分権改革の推進体制が整備されております。

また、義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲に関する第3次一括法が6月7日に成立をいたしまして、昨年度までの第1次及び第2次一括法と同様、条例整備や基礎自治体への事務引き継ぎに取り組む予

定でございます。

次に、道州制につきましては、与党におきまして道州制推進基本法案の国会への提出が検討されております。道州制を初めとした国と地方のあり方を見直す議論が活発化しているところでございます。

付託案件に関する大きな動きは以上でございます。

初回となります今回の委員会では、地方分権改革や道州制のこれまでの経過や最近の動向などについての御説明、そして市町村合併に係るこれまでの検証による合併の効果や課題等の御報告をさせていただきます。

執行部といたしましても、新たな体制で精いっぱい取り組んでまいります。どうぞ1年間よろしくお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 それでは初めての委員会でございますので、執行部からの自己紹介をと思いましたが、名簿がお配りしてありますので、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 はい、では自己紹介は名簿にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは審議に入ります前に、前回の委員会で要望がありました市町村合併の効果と課題等について、執行部からの御報告をお願いいたします。

○原市町村行政課長 市町村行政課です。

資料の表紙、市町村合併の効果と課題等について御説明いたします。

本年3月の当委員会におきまして、委員のほうから、道州制を議論する上では、市町村合併の総括検証が必要という意見がございまして、これまでの検証によります合併の効果や課題について報告が求められておりましたので、本日報告をいたします。

資料1ページをお開きください。

ここには、本報告の概要を記載しております。1段落目でございますが、平成の市町村合併は、地方分権の進展や少子高齢化の進行等に対応するため推進されました。

合併した市町村では、行財政の効率化と基盤強化、国・県からの財政支援等を活用した新しいまちづくりが行われているところでございます。

4段落目でございますが、合併の効果や課題等につきましては、平成19年度に一度取りまとめて公表しておりますが、本日はこれまで合併市町村支援連絡会議等を通じて把握してきたものに加えまして、最近の国の動き等を、現時点で整理したものを御報告いたします。

2ページをお願いいたします。

平成の合併の主な経緯でございますが、真ん中ほどに平成の合併推進期間として、平成11年度から平成21年度まで11年間推進期間として、例えば国によります合併特例債、あるいは県も合併の構想を示すなど、さまざまな施策がこの期間積極的に推進されました。

なお現在では、一番右の現行法によりまして、国・県の積極的な関与は廃止され、市町村によります自主的な合併が円滑に行われるような方針に変わっております。

3ページをごらんください。

全国の市町村合併の状況でございます。全国で合併が推進されました結果、全国では、一番右下でございますが、市町村数が46.8%減ということで、約半減しております。本県は、太線で囲んだところの数字でございます。

4ページをごらんください。

本県の市町村合併の状況の表でございます。真ん中ほどに、あさぎり町の合併から熊本市の合併まで行われまして、19回の合併が行われました。この結果、市町村数が半減し、その一方で平均人口、平均面積はいずれも約2倍ということで、規模の拡大が行われ

ているところでございます。

5ページをごらんください。

これは、これまでの検証結果で出されました市町村からの報告、あるいは住民からの声をもとに、代表的なものを記載をいたしております。

まず1つ目の住民サービスの向上につきまして、幾つか事例を出しております。例えば一番下でございますが、八代市におきましては、図書館3つございますが、これを合併によりシステムを統合した結果、住民の利便性が向上したという声が出されております。

6ページをごらんください。

広域的なまちづくりとしまして、菊池市におきまして交流の促進が行われております。

具体的には、旧菊池市で取り組んでおられた相乗りタクシーの運行を、合併後の全域に拡大することにより、地域の交通が確保されているという報告がっております。

次の3つ目でございますが、合併の効果としまして行財政の基盤強化が行われ、例えば玉名市、菊池市では地域の政策ニーズに対応した専門的な組織が設置されているところでございます。

7ページをごらんください。

4つ目の合併効果として、合併特例債等を活用した施設整備が図られております。例えばあさぎり町におきましては、合併後も1学年10人前後の小さな小規模中学校が存在いたしましたが、合併によりまして中学校統合の協議が円滑に進み、昨年4月には1学年150人前後で、4クラス、5クラスの規模の統合中学校が誕生し、教育環境の向上が図られているという報告が上がっております。

8ページをお開きください。

これは、これまでの合併に対します財政支援の状況を書いております。国からの財政支援措置として、合併の準備段階から合併後のまちづくりに関しまして、合併特例債、あるいは普通交付税の算定替えを中心に、合計で

約2,559億円、県の財政支援措置として合併特別交付金を中心に約116億円、合計で2,675億円余の財政支援措置が行われているところでございます。

9ページをごらんください。

ここは行財政の効率化としまして、特別職議会議員の削減の状況を記載しております。

左側の表でございますが、削減の人員が約6割、人数として削減できた結果、右側の表ですが削減の効果額としましては、年間で約31億円の削減効果があらわれているという大きな効率化が図られております。

一番下のほう、一般職の職員数の削減につきましては、平成14年に1万6,317人でしたが、合併後の10年後には1万4,065人ということで、この間2,252人、13.8%の削減が進み、市町村では計画的・段階的に職員数の適正化が図られております。

10ページをごらんください。

その一方で、合併の課題というのが言われております。

まず1つ目の課題でございますが、本庁が遠くなって不便であるという声がございます。これに関しましては、例えば宇城市では、本庁以外の旧町役場を支所として維持しながら、行政サービスが低下しないような工夫がなされております。

2つ目の課題として、中心部だけよくなり周辺部が寂れるという声がございます。これにつきましては、例えば天草市では、まちづくり協議会や地区振興会を設置されまして、行政と市民との協同によるまちづくりが推進されております。

3つ目の課題として、地域の歴史・文化・伝統が失われると言われておりますが、ほとんどの合併市町村では合併後、例えば熊本市南区富合町といったように、歴史と愛着ある旧町村名や字名を合併後も残しているという工夫がなされております。

4つ目の課題として、事業の廃止、あるいは

各種使用料等の値上げが行われたという声がございます。これらにつきましては、よくある声でございますが、合併とは直接関係なく、合併後の各市町村の判断によりまして行財政改革が行われているものです。このことについて住民への説明が不足して、理解が得られてないということが考えられております。

11ページをごらんください。

これが合併に関しては、一番新しい国の調査でございますが、昨年12月31日付で、総務省が全国の市町村合併の実態調査をいたしました。

まず(1)ですが、合併によります効果ということで、本県の16市町村が回答しました中では、効果としましては、①の専門職員の配置・充実、あるいは③の広域的なまちづくりの推進などが高い回答率となっております。

(2)の合併後の行財政運営上の課題につきましては、⑤の公共施設等の統廃合が難航しているという回答、それと周辺地域の振興が課題であるというのが高い回答となっております。

(3)の行政区域の広域化に伴います課題への対応としましては、⑤の地域単位でのコミュニティ活動への支援というのが高い回答となっております。

なお、これらの調査結果は、これは県内の状況でございますが、全国ほぼ同じような回答状況となっております。国の地方制度調査会の議論の参考とされているところでございます。

続きまして12ページをお開きください。

これは平成22年3月に、国のほうで合併を10年間推進した一区切りとしまして、法律を改正するとき一度、合併を国が総括した資料の概要でございます。

資料の2段目でございますが、合併の評価につきまして国は、合併の本来の効果があらわれるまでには10年程度の期間が必要であ

る、また、合併の評価は大きく分かれているということを経済してあります。

4段落目でございますが、この時点で国は、これからの基礎自治体の展望として、基礎自治体である市町村の役割は、より一層重要になる。この中で市町村は、①市町村合併、②広域連携、③県による補完などから、みずから選択していく必要があるということで、この時点で一度総括をしております。

最後にまとめてございますが、これまで御説明しましたように、合併の効果が一定程度あらわれる一方、課題も残っております。

こういう中、4段落目でございますが、国におきましては第30次地方制度調査会におきまして、全国の合併市町村の実態調査等を参考にしまして、市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置について検討すべきではないかといった議論が行われてまいりました。

なお、地方制度調査会につきましては、本日夕刻、安倍首相にこの答申が出されるということでございます。

最後になりましたが、ことし、あさぎり町合併10周年でしたが、来年以降、多くの合併市町村が節目となる10周年を迎えます。そこで、合併の検証の必要性は市町村も同じでございますので、次回の合併市町村支援連絡会議におきまして、合併検証の内容とか方向につきまして協議いたしまして、来年度にも市町村と協力して検証を実施したいと考えております。また、その結果は、県の支援策等にも参考にいたしますし、国にも施策の検討材料となるよう報告してまいりたいと思っております。

報告は以上です。

○溝口幸治委員長 以上で報告が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思えます。今の報告の件について、どなたか質疑はございませんか。

○大西一史委員 平成の合併についての効果と課題ということで、前回の委員会でそういう要望がいろいろ皆さんからも出てということでの報告だったと思いますが、これをざっと今聞いている中で、大まかなくくりでの、例えば広域的なまちづくりが推進されたとか、その専門職員の配置など、そういうのが充実したとかというスケールメリットの部分というのでも出てきている。一方で課題というのが、いろいろ幾つか出ていますけれども、果たしてこれで、この程度の話で合併がよくなったとか悪かったとか、どう改善しなきゃいけないとかというのは、私はこのぐらいの報告では分析できないんじゃないかなと思うんですが、その点は先ほどの一番最後に、その合併市町村支援連絡会議等を活用しながらということなんですけれども、実際にその市町村と意見交換をする中で、ネガティブな意見というのは、果たしてどのくらい出ているものなんですかね。

ちょっと聞き方が悪かったですね。要は国も、これは総務省も調べていますよね。3月にいろいろ報告書が出ていまして私も見ました。県もこうやって今、その総務省の調査をベースにこうやって今、話をされていますけれども、国や県は市町村合併を推進してきた立場ですよ。この推進してきた立場のところに対して、いやいやこれは非常に合併のネガティブな面というのがあるよということをおっしゃるのかどうかということなんですけれども、その辺をどう受けとめておられますか。要は調査している中で、どんな雰囲気だったのかということも含めて聞かせてもらいたい。

○原市町村行政課長 市町村からの感触でございますが、平成19年度に調査した折にも、合併の市町村側は6割がおおむね合併を評価し、住民のほうは4割しか評価されてない。

それぞれ残り4割は、合併後2～3年後の時点では、まだ評価の時期ではないということで、多くが回答を留保されております。

ですので、先ほど言いましたように、もうそろそろ節目となる10年というのをたくさん迎えますので、もう一度、合併市町村、あるいは何らかの形で住民の意向を聞くような形で検証してまいりたいと思っております。

○大西一史委員 つまり県として、本音が聞けたか聞けなかったかということなんです。その辺はどんな感じか。十分、本音が聞けたと思っておられますか。

○原市町村行政課長 支援連絡会議ではいろんな課題を出し合っておりますので、委員がおっしゃるような問題点、ネガティブなもの、例えば、なかなか公共施設の統合が進まないとかそういう切実な問題を出し合っておりますので、会議ではそういうところは十分聞いておるところでございます。

○大西一史委員 それは会議がだめだとは言えないからそうなるだろうと思うんですが、実は、私がずっとこういういろんな調査物を見ている中でも、やっぱり本当にこの市町村の地域の現場の本音の声、住民も含めたところの本音の声というのが、なかなかやっぱり出にくいなという感じが正直しています。私たちがやっぱり実際に回っていて、合併なんかせぬとよかったという話が、かなり実は、多く聞かれるわけですね。しかし、その要因はどうかというのは、なかなか分析しようと思っても、これはもうさまざまです。そういうものが、こういう調査の中の行間から、なかなか読み取れないところがあるんです。だから、やっぱり本当に地域のコミュニティーがどういうふうに変化しちゃうのか。だから、やっぱり合併の成功したところと、それから本当に逆に言えば、合併はもう

してしまったわけですから、これは大きなマイナスであったということ、これからはその部分を埋めていかなければいけないわけですね。だから財政的な支援が必要だとか、いろんなことを地制調でもこれからやるというけど、このぐらいのデータでもって霞が関の会議室でやったって、僕は余り意味がないというふうに思うんですね。

だから私からの提案という視点でちょっと申し上げたいのは、例えばこの熊本県下における市町村合併ですね、この調査を、要は本音をもっと引き出すために、例えば熊本大学とか熊本県立大学だとかという、そういう研究機関に委託をして調査をさせてみたらどうかというふうに思うんですね。学生さんたちの勉強にも、それは確かにつながるだろうし、やっぱり将来を担う人たちのあれにもつながる。そして、客観的な分析が私はできるのではないかなと思うんですが、そういった提案をぜひ導入していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○原市町村行政課長 委員から提案がありました件ですが、今後、市町村とどういうやり方で、合併の検証をしていく中の一つとして、そのような大学、あるいは民間会社も含めて活用方法については検討をいたしておりますので、市町村と相談してやり方を考えていきたいと思っております。

○大西一史委員 とにかく調査をするに当たって、やっぱり本音の部分が本当に聞き出せる場所ですね。じゃないと、やっぱり県から聞いたってそれはなかなか難しいですよ。市町村行政課に、じゃあ、普段いろんな支援を受けて、そんな文句をたらたらたらたら担当者と言えますか。私は難しいと思うんですけども、その辺、部長どうですか。

○岡村総務部長 平成25年度から27年度にか

けまして、御案内のとおり16の合併した市町村が10周年を迎えます。それで、おおむね10年ぐらいしないと、なかなか効果のほどはという御意見もあってございますので、今、大西委員のほうからいただきました御意見も、実は、内部で少し検討させていただいておりました、ある程度予算的なものもかかるかとは思いますが、きちっとしたものをやったほうがいいんじゃないかと。

それと本会議のほうでも申し上げましたけれども、住民の声をなるべくたくさん拾えるような方法・手法を考えたらどうなのかというようなことで、今少し検討させていただいております。17の合併市町村と一緒にそのあたりは詰めまして、また臨んでいきたいと思っております。

○前川収委員 合併の評価についての——詳しいかどうかは別としても——資料を出していただきました。

特に8ページの財政効果というところで、私の懸念は、今この段階で多分合併の評価はできないだろうと思っております。というのは、10年間は交付税を初めとして財政措置があるわけですね。それから合併特例債というものの活用等々で、合併した市町村にとってこの10年間はボーナス期間だったということ、これはもう明らかな話だと思います。10年たって、その後の5年間で段階的に交付税を平準化して行って、合併しとろうがしとるまいが変わらない一般の市町村と同じような財政措置に戻すと、交付税の額も含めてですけども。そうなるという話を聞いておまして、この10年間で合併した後の準備をきちっとやれば、あと5年間はソフトランディングで、急にぽんと落とすわけにはいかないから落ちていきますよという話になっているわけですから、10年間というのはボーナスをもらいながら行政運営をやってきた期間だというふうに、見方ではですよ、もちろん財政効

率を上げるための努力はなさっていますが、それに加えてボーナスも来ていたということですね。これが問題なのは5年後ですね。まあ10年以降、交付税の措置が5年間で段階的に減らしていく、15年後には、だから合併から15年後にはいわゆる平準化してしまうということになったところで、やっぱりどうなるのかというところが、私は非常に心配も含めて懸念を持っているところであります。財政というのは、御承知のとおり10年も同じ額というかな、ボーナスをもらっていると、人間は誰でもそうなんだけれども、それが当たり前のことになってしまって、これが減るといふこと的前提をやっぱり失いがちになるというのは、まあ人の世の常だと思っております。その10年間のボーナス期間が終わる——あさぎり町がトップランナーですけども——その後、段階的に減らしていかれる状況の中で、この10年間で平準化されることを織り込んだ上での行政運営がなされていたのかどうかということが非常に疑問を思っております。さっきの答申の中には、引き続き財政支援が必要だという部分があるということは、明らかにこれはボーナスじゃなくて、もう基本給になってしまっているという形でとらえるべきじゃないのかなというふうに思っております。合併市町村の中には、合併後人口がふえているところは、わずかですね、熊本市周辺だけ。合併はしたものの、一時的に、社会的に人口は当然ふえます。ところが自然減で、またどんどんどんどん減ってきている地域のほうがほとんどだということから考えると、10年の一区切りと、15年の区切り、ここを予測を立てながらきちっと見ていかないと、15年後は本当に大変な状況になっているということになったとすれば、果たして合併の効果というのは、その時点じゃないとわからないという部分もあるのかもしれない。

それで、ぜひお願いしたいことは、どうかお答えいただきたいことは、10年間の交付

税の特例措置、それから、その後の段階的な5年間で減らしますというのは、合併特例法の中に入っていた話ですから、きちっと織り込まれた上で市町村の行財政運営、計画的にやられているのかどうなのか、その点について、まずはお答えいただければと思います。

○原市町村行政課長 この交付税の特例というのは、もう合併の時点でわかっていたことですのでございますから、当然それに備えて、職員数を適正化したり、公共施設を少しずつ縮小しながらとか、そういう行財政改革あたりは当然どの市町村もされておりますし、もう一つは、10年後、15年後の財政シミュレーションというのも各市町村されておりますので、当然それを見据えた財政運営というのは、現在もこれからもなされるものと思っております。

○前川収委員 そうであれば、多分この10年間で、財政効率をよくするためのさまざまな行政改革をやられた、その部分で要するに需要を減らしている、財政需要を減らしているという部分、それと交付税が上乘せなされているという部分で、財政基金等々が市町村それぞれが持っていると思いますけれども、多分相当たまっているのかなと思っておりますけれども、そういう部分の調査はなさっていますか。いわゆる単年度主義ですから、その年その年で使いきれれば、必ず後はもうなくなるわけですから、そこで予算の単年度主義をクリアしていくためには、ある程度余裕があるというとおかしいんですけども、10年間のボーナス期間の中で財政基金のほうに入れていくというのは、手法としては私は悪くないと思っております、5年間でもとに戻っても、この15年間の中でつくった財政基金というのが今後の財政運用の中に生かせるということにはなると思いますが、その辺は何か指標か何かありますか。

○榎木野理事 実は、合併してもう10年を迎える市町村が多いということで、イメージ的に今どういう状況かということで、何かそれを示す指標はないかということで市町村財政課長にちょっと課題をやりまして、今出てきた数字で一つだけ申し上げますと、財政力指数というのがあります——御存じのとおりでこれは説明しませんが——これが平成15年の段階では、今はもう平成25年ですが、いわゆる合併が始まる時には合併市町村の——単純平均ですけれども——合併した市町村の指標、財政力指数というのは0.28でした。そのときの非合併市町村というのが0.33でございます、0.05ほど合併した市町村のほうが低い。それが今の平成23年度時点でございますと、合併市町村のその財政力指数が0.35まで上がってきていますが、片や非合併市町村というのも0.35だということで、この10年間で非合併市町村と合併市町村が、言うならば追いついてきた感はあるかと思っておりますけれども、それも並んだままだというのが、我々の認識でございます。

そういう中で今から、委員がおっしゃいますように、一本算定で徐々に段階的な逡減が行われていきますので、今のままだとこれがまた乖離していくという可能性は十分あります。そこをどうやるかというのが、我々の課題だと思っております。

一つは、その点について今課題としまして、公共施設の統廃合だとか、効率化のような取り組みの部分が大きいんですけども、その辺につきましては今、合併市町村にいろいろデータをいただきながら、これを実務者の勉強会を設置して、その辺の数字の聴取もやっております、これをまた、将来的な交付税の算定のあり方に生かしていかなければいけない、国に対して要望もしていかななくてはならないということで、これにつきましては、7月をめどに取りまとめようかというこ

とで今やっておるところでございまして、必ずしも、今言いましたように指標的には余り突出して合併団体がよくなったという感じはない、せいぜい並んだまでだというのが、我々の今の現状の認識でございます。

○前川収委員 私も、僕は数字を見たことはないんですけども、生活感、私も合併市町村の中に住んでいる人間としてみれば、生活感の中では、財政がよくなっているとか、住民サービスがよくなったなというのは、多分、生活感では余り感じてないというふうに思います。ただし、今おっしゃったように、この10年間はボーナス期間だったとして、それなりの余力を持って今後5年後に備えるということができているのか、いないのかというのは、多分誰もわからない。市議会の議員さんたちはわかるかもしれないけれども、市民レベルではほとんどわからない。5年間漸減されていくということの前提の中から見れば、やっぱり市町村の危機感をちゃんと持つことが大事だし、同時に、この合併は国も推進してきたけれども、県もモデルなんかを示しながら、精いっぱい尻をたたいてやってきた。最後は自主的ですよとは言ながらも、かなり県がモデルを示して、これでやりましょうやということ相当尻をたたいてきた。そういう意味では、責任は市町村の責任のみじゃなくて、県も共有せざるを得ない、するべき責任だというふうに思っておりますので。これから10年たち、それから15年という、もう一つの節目の部分に対して、必ずきちっとした成果が出されるように、しかもその成果の中には住民サービスの低下はないということが前提なんですけれどもね。そういうことを織り込んだ形をやってもらいたい。今までよりも、これからのほうがむしろ大切だということを考えておりますので、それに取り組んでいく意思があるのかどうなのか、総務部長にお考えをお聞きしたいと思います。

○岡村総務部長 具体的な数値は申し上げられませんでしたが、今、委員御指摘のことは非常に大切なことだと思っております。本当に15年後、算定替えがなくなったときにどうするか、非常に大きな課題だと思っております。合併された市町村自身も重たくそこは受けとめていただいているというふうに聞いておりますので、一緒になってそこは取り組んでまいります。

今後、先ほど申しあげました市町村との会議もつくっておりますので、その辺も中心にお互い意見交換しながら、10年後をきちっとした形でできるように、一緒になって取り組んでまいります。

○前川収委員 よろしくお願ひします。

○松岡徹委員 説明いただいた資料10ページですかね、合併の課題と対応策ということで、大きな柱が4つあって、説明では、こういうのがあるけれども、こういう努力で改善している、そういうような趣旨の説明だったと思うんですけども。私は、大西委員もおっしゃったけれども、改善している例が主じゃなくて、やっぱりそういうところは、多くは合併せにやよかったという声が多いですよ。ですから、平成の大合併の検証というのは、国と県がそれぞれ旗を振ってというか、もっと言えば大号令みたいな形でやったわけだけども、その結果がどうかというのは、本当に客観的に事実に基づいて、正確に総合的に形が出るような検証をやらないと意味がないと思うんですね。その点が一つですね。

それで、これは宮崎県がことしの3月に出された、今後の地方行政のあり方に関する調査報告というレポートなんですけれども、ページは資料を含めて150ページあるわけですが、調査の方向では、統計資料等によ

る分析、それから市町村や自治会や自治公民館などの住民自治組織、商工会議所や商工会などの商工団体に対してのアンケート調査、合併団体については、ヒアリングの調査ということで細かくやっておるわけですね。その中で、合併してどういう問題があるかというの、かなり細かく具体的に出ているんですよ。

ですから、宮崎がこういうのを何でやったかというのを、いろいろ僕なりに調べてみると、宮崎はかつて、鹿児島に吸収された時期があるんですね。そしてまた、宮崎が独立するという、そういう歴史が一時代あるらしいんですけども、すごくそういうことで道州制なんかのことも含めて、市町村合併の検証をしっかりとやろうという、こういうのが出ているんです。

それで、何か県が中心になって、そして資料は県が出して、そして委員会があって、ああそうですか、わかりましたというような形でまとまるような検証の委員会は無意味だと思うんですよ。やっぱり一つのあり方としては、大西委員も言ったように、どこかに委託するとか、あるいはこの平成の大合併について批判的な、あるいは中間的な見方をしているような研究者なんかも含めて、やっぱりさまざまな角度から検証するというような視点でやらないと、本当の意味での検証はできないんじゃないかと思うんです。

時期の問題では、これは前川委員もおっしゃったように10年と、最終的には15年ですね。そういうスパンでしっかりと検証するのかな。

こんなのは、どんなですか。ちょっと調べてみたことがありますか。宮崎の例なんか、他県の例で。どういうふうな検証をやっているのかというのを含めて、今後の検証のあり方というか、臨む姿勢ですね。いかがですか。

○原市町村行政課長 その宮崎の事例をちょっと読んでおりませんが、ほかの県でも住民の意向を把握する方法として、アンケートとか面接とか、いろんなやり方をこれまで各県やっておりますので、大西委員からもありましたように、委託の方法も含めて、実は、平成19年度も住民モニターからのアンケートというのは少数ですが取っておりますが、そういうやり方も含めて、県で分析できるもの、それと直接住民の意向を聞く方法あたりを検討してまいりたいと思っています。

○松岡徹委員 これなんか見ると、やっぱりアンケートと直接の聞き取り、そういうのを相当やっているんですね。だから、その調査の方法とか対象とかというのをどうするかということと、それから調査に臨む角度、姿勢ですね。やっぱり県主導じゃなくて、合併を進めた県が、また検証も音頭をとってやあやあやるということではなくて、客観的な態勢をとって検証する、そういう仕組みですね。これをよく考えたほうがいいんじゃないかと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○井手順雄委員 関連です。10ページです。これは、課題と対応策というのが出ています。私も合併に関してはいろいろ携わってきました。農区についてですけども、全然出てないんですね。というのはどういうことかということ、線引きなんです。合併せなよかった、したがゆえに線引きが新しく引かれて、今までの市町村レベルでいくならば、そこが市街化区域になったんだけど、合併したから、そこがもう農用地区域で縛られてしまった、そういう意見がたくさんありました。そういうところの御意見というのは、全然この課題と対応策の中に入っていないんだけど、そこ辺は県としては、どう認識されてい

ますか。市町村が勝手にするから、我々はわかりませんというわけにはいかぬわけですよ。そういうことですよ。どういうことですか。どういう意見を持っておられますか。

○原市町村行政課長 まず、この10ページに出ておりますのは、主に住民モニター、あるいは合併市町村から出ております課題ということで、それを代表的なものを挙げておりますので、委員がおっしゃったような個別のものについては、直接は聞いておりません。

○井手順雄委員 個別じゃないんですよ、個別じゃ。農区単位ね、合併する時点でそういう話は聞いておらぬというような形の中で、都計審あたりも大分出てきましたよ。要望も上がりました。個別じゃないんです。地区の自治会とか連合会とか農区長さんとか、そういうところからの要望だった。載せるべきですよ。どうでしょうか。

○原市町村行政課長 今後の検証の中でいろんな意見を酌み取って、もう少しこの課題についても充実させたいと思っております。

○井手順雄委員 結局、県としては、それは各合併される当事者が協議してされることで、私たちは関係ありませんというスタンスだというようなことはわかります。しかし、合併する側、合併をする母体となる側、これは県に聞いてください、県がこういう指導をしているから我々はこうするんですよと。これ、どっちが本当ですかということで、大分私も悩みました。どっちの意見を聞いたらいのって。そういう中で、県としては直接権限はないけれども、こうしたほうがとか、そういう意見ですね、意見をもうちょっと合併する際に当事者とする側とお話をして、やっぱりそこを理解を深めながら合併していくというのが、私は一番のこれは重要なことだろ

うけれども、地域がどうだとか、職員の数が減るだとかそういうのはありますよ。しかし私は、一番の根底は農区なんですよ。それは、農振地区をどう市街化区域に持ってくるか、その合併においてそういった地区をどう開発していくか、この辺のビジョンをもうちょっと、初めからやっぱり合併する側の市町村にちゃんと説明して、こういう線引きができますよって最初から言っておけば、こういう問題はなかですよ。その辺は県がちゃんと、そのされる側と話をして、そこ辺をまず明確にきなさいといったことをしていかにと、もう合併せなよかったと、先ほどの意見がいっぱいあります。こういう意見ばかりです。そこに根底があると思うんですね。そこをまず一番に、こうなりますというのを明確にして合併を進めていく、これが大事だろうと思しますので、そこら辺は今後参考にしてやってください。要望です。

○溝口幸治委員長 はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 よろしいですか。これで質疑を終了いたします。

それでは審議に入ります。今からが審議です。

本委員会に付託されている調査事件は、地方分権改革に関する件、道州制に関する件であります。

まず、執行部からの説明の後に、一括して審議を行いたいと思います。

それでは説明をお願いいたします。小原企画課長。

○小原企画課長 企画課の小原です。よろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それではまず、地方分権関係について御説明をいたします。資料、地方分権改革関係を

めくっていただいて、2ページ目をお開きください。

ページの上から、地方分権改革のこれまでの経過を簡単にまとめております。

ページ一番下の枠囲み、政権交代後の動きから御説明いたします。

昨年12月26日に、第2次安倍内閣が発足し、本年3月8日には、地方分権改革の推進体制として、地方分権改革推進本部の設置が閣議決定されております。3月12日には義務付け・枠付けの第4次見直しについてが閣議決定されております。

以上につきましては、3月の特別委員会にて御説明させていただいた内容でございます。

その下のアンダーラインを引いております部分が、その後の新しい動きでございます。

まず、4月5日には地方分権改革の推進に関する施策についての調査及び審議をするための地方分権改革有識者会議が設置されております。

また、今月7日には義務付け・枠付けの見直しや権限移譲に関する第3次一括法が成立しております。アンダーラインを引いておりますこの2つの項目につきましては、この後御説明いたします。

資料3ページをごらんください。

先ほど申し上げました、6月7日に成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）の概要について御説明いたします。

資料上段の囲み、1、義務付け・枠付けの見直しの経緯というところをごらんください。

これまで地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて順次見直しが実施されております。

囲みの中の、黒丸の4つのポツがござい

ますが、第1次から第4次にわたる見直しの状況が記載されております。

3番目のポツの第3次見直し、旧第3次一括法案として昨年国会に提出されましたが、衆議院の解散により廃案となったもので、この第3次見直しとその下の第4次見直しを合わせた内容が、右側横長の丸囲みの中、今回成立した第3次一括法で、関係法律74法律を一括改正するものとなっております。

資料の中ほどの囲み、2、主な改正内容というところをごらんください。

(1)第3次見直し関係として、通知・届出・報告、公示・公告などに関する項目、それからその下の職員等の資格・定数等に関する項目、また囲み右側、(2)第4次見直し関係として、地方からの提案等に係る①義務付け・枠付けの見直し、②都道府県からの基礎自治体への権限移譲に関するもの、合わせて74法律の見直しが予定されております。

資料の下の囲みが施行期日であり、①から③まで分かれており、①の直ちに施行できるものについては、今月14日の交付の日から施行されております。

②政省令等の整備が必要なものについては、公布の日から起算して3月を経過した日、③地方自治体への条例や体制整備が必要なものについては、平成26年4月、あるいは平成27年4月が施行期日となっております。

資料をめくっていただき、4ページをお開きください。

第3次一括法の成立に伴い、県や市町村において条例の制定、改正または権限移譲に向けた準備を行う必要がございます。4ページは、その工程表をあらわしたものです。

まず工程表の一番上の欄には、国の動きを載せております。

国においては、今後、政省令の整備を進め、内容により、平成27年4月までに順次法が施行されます。

その下の真ん中の欄に、県、市町村が行う

基準条例の制定等に係るスケジュールを掲載しております。

第3次一括法の成立により、県で基準を整備する必要があるものについては、今後条例の整備を行うことが必要となります。所管部局において、7月ごろから順次、審議会等での審議やパブリックコメント等で、必要な意見聴取を進め、12月議会以降、順次条例を提案し、経過措置期間である平成26年度までに条例整備を終える予定です。

本県におきましては、どの程度条例を整備する必要があるかについて、現在、法律の内容を精査しているところでございます。

その下の欄に、県からの権限移譲に係るスケジュールを掲載しておりますが、今回の第3次一括法に係る権限移譲については、本県では熊本市のみが移譲先となっております。

第3次一括法による県から熊本市への権限移譲については、薬事法に基づく——書いております下のほうでございまして——①コンタクトレンズ等の高度管理医療機器販売業等の許可と、都市再開発法に基づく市街地再開発事業における事業認可権限等が、熊本市に移譲されます。

①の高度管理医療機器等に係る事務は、平成27年4月からの移譲となるため、平成25年度は、県として移譲に向けた協議を行い、平成26年度から円滑な事務引き継ぎや事業所等への周知を行います。

また、一番下の②の、市街地再開発事業における事業認可権限等につきましては、既に、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により権限が移譲されておりますので、引き継ぐ必要はございません。

次に、5ページをごらんください。

4月5日に、地方分権改革有識者会議が設置されております。

ページの左側をごらんください。

まず、趣旨でございます。1番目の趣旨でございますが、記載されたとおり、この有識

者会議は、地方分権改革の推進に関する施策について調査及び審議をするために設置されております。ページの右側にあるとおり、東京大学の神野名誉教授が座長を務めております。地方側からは、佐賀県の古川知事などが参画しております。この有識者会議は、これまで計3回開催されております。

資料をおめくりください。6ページをごらんください。

このページと次のページは、ことし4月12日に開催されました地方分権改革有識者会議の資料からですが、現在、有識者会議では主に国から地方への事務権限の移譲について審議されております。

6ページ、ページの中段、中段のちょうど囲みのところでございますが、これまでの経緯が記載されております。平成25年3月の第1回地方分権改革推進本部において、本部長である安倍総理から、地方の元気なくして国の元気はなく、魅力あふれる地域をつくるため、地方分権改革の取り組みを進めていくことが不可欠であり、義務付け・枠付けの見直しや国から地方への事務権限の移譲等を進めるとの指示があつており、この指示に従い、有識者会議で審議が進められております。先ほどの第3次一括法の成立も、この成果の一つとなっております。

7ページをごらんください。

これも、今申し上げました第1回の地方分権改革有識者会議で示された資料でございます。国の出先機関の事務・権限の地方への移譲等については、ページ上段には地方分権改革推進本部のスケジュール、ページ下段のほうに有識者会議におけるスケジュールが記載されております。

ページ下段の、有識者会議のスケジュールのほうをごらんください。

4月に2回、5月に1回、計3回の会議が開催されており、各府省が移譲等を行おうとしていた事務・権限について、各府省が改め

て検討した結果等について議論をされております。今後、専門的、実務的議論を重ね、その議論をもとに地方分権改革推進本部にて、内閣全体としての政策検討が進められる予定でございます。

なお、ページ下の中ほどでございますが、専門的、実務的議論の段階では重要なテーマについて専門部会が設置されることとなっており、現在ハローワーク等について議論する雇用対策部会と、自家用有償旅客運送等について議論する地域交通部会の2部会の設置が決定しております。

雇用対策部会につきましては、今月21日に第1回の部会が開催され、関係者からのヒアリング等などが行われたところでございます。

また、ページ右上に記載されておりますとおり、ことしの夏ごろをめどに、一定の結論を出すことが目標とされており、その後は、移譲等に向けた必要な取り組みが行われ、結論が出なかった事務・権限については、議論が継続されることとなっております。

8ページをごらんください。

ことしの5月20日に本県で開催されました九州地方知事会議において、「分権型社会の確立に向けた取組について」ということで、特別決議を行っております。

会議では、これまでの九州広域行政機構などの分権型社会確立に向けた活動を踏まえて、現在、政府が進めている分権や道州制の議論に、九州地方知事会としてどう対応するかについて議論され、この特別決議としてまとめられております。

ページの右側が、要望の具体的な3つの項目となります。

まず1番目でございますが、政府が6月に決定する経済・財政運営の基本方針「骨太方針」に分権改革の方向性を明記し、道州制の議論にかかわらず分権改革を着実に推進することとしております。6月14日に閣議決定さ

れた「骨太方針」では、義務付け・枠付けの見直し、都道府県から基礎自治体への権限移譲、国から地方への事務・権限の移譲等を着実に進めるとされております。

次に、第2点目でございますが、国から地方への権限移譲について、ハローワークや農地の転用など、地方からの要望が強い分野の見直しを強力に進めること、また、出先機関の地方移管については、これまでの議論を踏まえて議論を前向きに進めてもらいたいとしております。

また、3点目でございますが、道州制につきましては、国のあり方を大きく変革するものであることから、まずは、国、地方を通じた統治機構のあり方や、国民生活に与える効果などについて、理念や具体的な将来像を明らかにしていく必要があること、また、将来像を議論するに当たっては、国の役割を国本来の役割に限定し、地方の役割を拡大していくことを基本として、地方の意見を十分に踏まえた国民的な議論を行う必要があるとしております。

地方分権改革関係についての説明は、以上でございます。

続きまして、道州制関係について御報告をさせていただきます。10ページをお開きください。

道州制関係の動きを一覧にしております。今年度の分からでございます。

まず一番上でございますが、4月11日、自民党、公明党の両党が道州制推進基本法案の今国会提出で合意したとされておりますが、報道によりますと、今国会での法案提出は断念され、秋の臨時国会に法案を提出するとの方針を固めたとのことでした。

一方、日本維新の会とみんなの党におかれては、去る21日に道州制に関する法案を、共同で衆議院に提出したと報道されております。

次に、4月22日、全国知事会議で道州制に

関する議論が行われました。本県知事も出席しております。内容については、後ほど御説明いたします。

次の4月30日、熊本県町村会による熊本県知事への要望があり、その中に道州制導入に反対する特別決議も含まれております。内容については、後ほど説明いたします。

その次の5月8日と15日、地方団体と自民党道州制推進本部との意見交換が行われております。8日の意見交換会での全国知事会の主張については、後ほど説明いたします。

また、15日には全国町村会、全国町村議会議長会との意見交換が行われており、全国町村会からは、さらに議論を尽くすべき点が残っている中での法案の国会提出は、拙速であり反対であると述べられたとのことでございます。

続きまして、5月20日でございます。

先ほど地方分権の中でも御説明いたしましたが、九州地方知事会議が熊本市で開催され、「分権型社会の確立に向けた取組について」という、特別決議を行いました。内容につきましては、先ほど8ページにて御説明いたしましたので、省略いたします。

次の5月30日、九州地区町村長の道州制研修会及び臨時大会が開催され、道州制に関する決議が行われております。また、6月4日、熊本県町村議会議長会の臨時総会が開催され、道州制導入の反対に関する要請文を、県選出国會議員に送付することとされました。それぞれの内容につきましては、後ほど御説明します。

6月5日でございますが、本県知事もメンバーであります道州制推進知事・指定都市市長連合が第3回総会を開き、政党への要請活動を行っております。内容につきましては、後ほど御説明いたします。

今後の予定になりますが、一番下でございます。7月8日から9日にかけて、全国知事会議が四国で開催されます。そこで再び道州

制に関する議論を行い、知事会としての考え方を取りまとめる予定となっております。

11ページをごらんください。ここから資料が縦になります。申しわけありません。

4月22日、本県知事も出席いたしました全国知事会議で、道州制に関する議論が行われましたが、まず、道州制に対する全国知事会の立場を、「道州制に関する基本的な考え方」として取りまとめております。これは、4月18日の自民党への道州制基本法案骨子案についての要請の際に提出している資料でございます。

中を見ますと、「道州制の基本原則」のうち主なものとして、1番目として、道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない。

次に、1つ飛びまして3番目。国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、地方で主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない。

次に、4番目として、役割分担の見直しに当たっては、中央府省そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない、などとしております。

次に、下から2番目の黒枠囲みですが、「道州制検討の進め方」として、1、国と地方の協議の場を活用すべき。これは、道州制が国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、国と地方の協議の場に検討部会を設けて議論することを求めるものでございます。

それから次の2でございますが、国民意識の醸成が何より重要としております。

また、最下段の黒枠囲み、「地方分権改革の推進」につきましては、道州制議論にかかわらず義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等、地方分権改革を進める必要があるとしております。

4月22日の議論につきましては、次の12ページをお開きください。

これは、5月8日の自民党道州制推進本部との意見交換に提示された資料でございます。道州制や自民党の道州制基本法についての、各知事の主な発言がまとめられております。

「なぜ今なのか」ということで、一番上でございますが、なぜ今、道州制を議論しなければならないのかといったそもそも論の議論が必要という意見や、2つ目の「役割分担の整理が必要」というところで、国、道州、基礎自治体のあり方、その役割分担について議論し整理する必要があるという意見、また3つ目、下のほうでございますが、「その他」として国民不在の議論であるということや、一番下の白丸ですが、これは本県知事の意見でございますが、「道州制の議論で目標と手段を混同している。目標は国民の幸福量の最大化であり、地方分権はその手段にすぎない。」といった意見がございました。

そして、自民党の道州制基本法案の問題点として、次の13ページをごらんください。

「道州制基本法案（骨子案）」について」として取りまとめて、同じ5月8日に開催された自民党の道州制推進本部との意見交換会に、この13ページ以降の資料が提出されております。

内容といたしましては、まず、「特に問題と考えられる点」として3点を挙げております。

まず1点目が、「地方の意見の反映について」として、道州制の姿などについて、国と地方で共通の認識を持って検討していくことが不可欠であるとして、国と地方の協議の場を活用するなど、地方の意見を十分反映すべきであるとしております。

次に、2の「国の出先機関の廃止、中央府省の解体再編を含めた中央政府の見直しについて」として、法案骨子案は、国の行政機関の整理合理化にとどまっているが、中央府省の解体再編を含めた中央政府そのものの見直

しが、道州制の大前提であるとして、法案に明確に記載されなければならないとしております。

そして、ページ一番下でございますが、3、「基礎自治体の体制について」として、法案骨子案では、基礎自治体は都道府県から承継した事務を処理するとしておりますが、その場合、市町村の行財政基盤の抜本的な強化が必要となり、法案骨子案でその具体的な方向性が示されなければならないとしております。

次に、14ページでございます。

中ほどでございますが、「その他整理すべき点」として、道州の立法権限と憲法との整合性、右側15ページ、法制の整備期限、それからその下の、財政調整制度について見解をまとめておるところでございます。

なお、このページで米印で小さく書いておりますのが法案骨子案ですが、先ほど御報告しましたとおり、秋の臨時国会へ提出が先送りされたとの報道があり、法案の内容については、現在修正中の模様でございます。

次に、16ページをごらんください。

4月30日、熊本県町村会による本県知事への要望に含まれておりました、道州制導入に反対する特別決議です。

その内容ですが、上から4行目、5行目のところでございます。道州制の導入について、国、県、市町村のどこに問題があるのか十分な国民的議論を行うことなく進められることに危機感を覚えるとして、また、その次の行で、市町村の再編を強いることとなれば、多くの農山漁村の自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながるとしております。

また、7段落目でございます。真ん中よりやや下でございます。「しかしながら」のところでございますが、検討されようとしている道州は、地方分権の名を借りて新たな集権体制を生み出すことにつながるものであると

し、さらに次の段落で、経済活動の盛んな地域を有する道州では、経済活動がますます活発化し肥大化する一方、財源の確保に窮余する道州が生じ、道州間での地域間格差が一層拡大する。さらに、道州内においても中心部と周縁部との格差が広がり、中山間地では住民自治そのものが消滅するとしております。

そして、下から3行目でございますが、多彩な市町村の存在こそが地方自治本来の姿であるとして、結論として、改めて道州制の導入に反対するとしております。

この要望に対しまして本県知事は、「熊本県の知事としては推進であるが、違った考えを持つ方々が、真剣に議論するのが民主主義。道州性は手段であって目標ではない。道州制は皆が幸せになるための手段として使わなければならない。その観点から見ると、両方とも共通の認識ができるのではないか。」と述べております。

次に、17ページをごらんください。

こちらは5月30日、九州地区町村長の道州制研修会及び臨時大会が開催され、道州制に関する決議が行われております。

基本的には、左のページの町村会の特別決議と同一の方向性であり、2段落目のところでございますが、安倍首相が今回、道州制推進基本法案を提出しようとして、道州制の必要性も内容もうやむやのまま、大枠を確立しようとしている。

それから、下から5行目でございますが、道州制は国のあり方を変える大きな問題であるにもかかわらず、平成の大合併の検証や国民的議論のないまま、また、道州制の実体も見えないまま道州制が導入されかねないと強く懸念するとして、道州制の導入に反対していくということをしております。

18ページをごらんください。

こちらは6月4日、熊本県町村議会議長会の臨時総会が開催され、道州制導入反対に関する要請文を、県選出国會議員に送付するこ

ととされております。

内容につきまして、2段落目でございますが、「しかしながら」の次の行ですが、道州制推進基本法案が国会に提出されようとしていることは、まことに遺憾であるとし、その次の3段落目でございますが、「そもそも」でございますが、国民的議論もないまま、一方的に中央から押しつけようとするのは地方分権の精神にも反するとしています。

また、次の4段落目3行目ですが、事実上の強制合併を余儀なくされるものであり、住民自治が衰退してしまうことは明らかで、最後の段落において、住民自治の推進に逆行し、町村の存在を否定する道州制の導入には断固として反対するとしております。

次に、19ページをごらんください。再び資料が横になります。申しわけありません。

6月5日に、本県知事もメンバーであります道州制推進知事・指定都市市長連合が第3回総会を開き、政党への要請活動を行っております。

総会では、政党への要望活動の実施が了承され、また、意見交換においては、先ほど御説明した九州地区町村長等の道州制反対意見等も踏まえ、連合として、基礎自治体についての議論を深めていく方針が示されております。

翌日の6月6日、自民党と公明党への要請活動が行われております。共同代表の村井宮城県知事が要請されております。本県からは参加しておりません。

要請内容といたしましては、参議院議員選挙の公約に道州制の推進方針の明記を求めることや、基本法の早期成立を求めること、道州制の検討機関に知事、指定都市市長の参加を求めることなど、地方分権型道州制の早期実現に向けた取り組みを求めるものでございます。

道州制関係の説明は、以上でございます。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終わりましたので、これより一括して質疑に入ります。

どなたか質疑はございませんか。

○大西一史委員 いろいろな説明をいただきましたけれども、まず、ちょっと義務付け・枠付けの話ですね、一括法のほうからなんです。これは私、以前もこのきちとしたローカルルールを決められるような、地方の実態に沿うような条例改正というか、条例委任でなければ、余りこの義務付け・枠付けをやる意味はないということ、かねてから申し上げてきました。

その中で、特にその市町村のニーズとか、そういう住民のニーズに応じた権限移譲になっているのかとか、あるいは移譲することによって市町村の総合的な行政運営に資する事務であるかどうかとか、そういったことも考えながらこの条例の検討を進めてくださいよということ、これまで過去にずっと申し上げてきました。

その結果、幾つかローカルルールと、熊本県ならではのものと、それから国の基準をあくまでもそのまま準用してというか、ただ単に条例化したというだけのものと分かれたと思うんですが、今度のこの3次一括法で条例制定をやっていく中で、今全部で何本かは、条例化するというのは精査中ということなんです。もうあとわずか10カ月ぐらいで、最低でも12月議会にはもう条例を出さないといかぬわけですから、そうなる就非常タイトなスケジュールの中でそういった作業をしないといけないというふうになるんですが、各部でそういった観点からの検討というのはきちとなされているのかどうか、その整理がされているかどうかということ、聞きたいんですけれども。

○金子人事課長 現在、法案が通ったばかりで、これから各部で条例の内容を検討するよ

うにしております。

ただ、これまでは2回にわたって、順次各部で独自基準のやり方も含めて検討しておりますので、その流れに沿って検討していただくことにしております。

ただ、これまでは一括法に関しては、主なものは既に2次までで出されていますので、今回については、余り重たいものが少ないような感じがしておりますけれども、十分検討していきたいと思っております。

○大西一史委員 この一括法で条例をいろいろする中で、その後ですよ。どう運用されていっているのかというところが、やっぱり最終的には重要になってくる。あくまで条例改正というのは手段であって、条例委任というのも手段であるわけですから。何でわざわざ、別に国の法律のままでいいんじゃないかというのまで条例化せなならぬのかということ、実は過去にありましたよね。多分、当事者としてはなかなか言えないと思うけれども、だけれども、なかなかそういったものもやっぱり含まれています。

今回その3次一括法が出る段階で、その辺を全部1回整理をして、さっき申し上げたような観点から、本当にその市町村の効率的な事務執行に資するのかとか、利便性が向上したのかとか、そういったことをやっぱり1回全部まとめた上で、本当に条例化が効果があったかどうかというものの検証を必ずやっていただきたいと思うんですが、その辺はされる予定はあるんですかね、いかがでしょうか。

○金子人事課長 今回の条例についても、条例化が必要かどうかも含めて検討したいと思いますし、今回で一応最終になると思いますので、整理をしたいと思っております。

○大西一史委員 では、いいです。では、そ

れやってください。ほかのやつなのでまた…
…。

○前川収委員 一括法によって、それぞれ県から市町村に権限移譲が随時行われてきましたけれども、最近、権限移譲をすると同時に権限がいくということは、事務も移管するということになるわけですね。

それで、合併をしたとはいえ、例えば、さっきコンタクトレンズの話がちょっと出ましたけれども、市町村にコンタクトという規制、あれは政令市だけの話かもしれませんが、年間に1件あるかないかわからない、場合によっては、年に2回か3回くらいしか申請はないみたいな——市町村によってはですよ——そういう事務をわざわざ市町村に権限移譲して事務委託する、事務まで移管するということですよ、要するに一括法のその権限移譲というのは。今、大西先生もおっしゃったけれども、結局、自治体にとっての幸せは何なのか、市町村にとっての市町村民、県民、国民に対しての幸せということは何なのかということをお原点から考えると、例えば、年に1回あるかないかわからないような申請事務を市町村に権限移譲して、よかったよかったと言っといういいのかなど。そのためには、それに対応するための事務ができるように、市町村は準備をしなければいけない。多分その人件費のカウントでいくと、0.何人とか0.0何人とかという世界の話が、市町村に分権していくことによって、市町村で生まれてくるという話もう現実にありますよね。僕は権限はやっていいと思うんですけども、今までの発想の中では、例えば、今、水俣病の審査の話というのは国から機関委任事務ですか、法定受託事務とか言った。そういう昔から言った、国から市町村が、下請じゃないけれども、権限は国が持っているけれども事務はこっちでやりなさいよという、法律に基づいた事務を、国から県が下請している

やつがいっぱいあるじゃないですか。権限はやっていいけれども、事務は県でやってくださいということ市町村が言えるシステム、つまり、政策判断は市町村がします、しかし、事務はできれば県にやってもらって、そのため振興局もあるわけですから、振興局や県庁でやっていただくというシステム、その権限はというのは、許認可に対するどここの、例えば私の菊池市の考え方はこうなんです、これに基づいて許認可行政をやってくださいということ。それはよそでは変わることは多分ないんでしょう。県でも国でもどこでも、ほとんど同じ基準だろうと思いますので、余り権限をやった意味もないのかもしれませんが、事務を市町村から逆委託することはできないんですか。県は受けるということになるんですけれどもね。そういう制度は、法律とかはありますか。

誰か答えてください。ないならない、あるならあるでもいいんですが。

○岡村総務部長 にわかに法的に、それがいわゆる垂直補完とか水平補完とかじゃなくて、よく言いますけれども、今おっしゃっていることが……、ちょっとそこは時間をください。

○前川収委員 わかりました。

では考え方として、本当にさっきから何回も言うように、ほとんど一般のレベルでは使われないような許認可を市町村におろしても、その専門知識を市町村の担当者には、毎年人事異動もあるわけですから、ちゃんとわかっていながら、窓口だけは使っておって、1年間誰も申請に来ませんでしたということもあり得る話だと思っと思ってまして、それが本当にいいことかなと思っと思ってますね。だったら、そういうのはやっぱり県が持っている、45市町村あるわけですけども、県が一括してやれば、45件ぐらいいは年間にあるかも

しれないとか、そんな話を少し精査しながら、何でもかんでも非効率なものまでおろしていくということがいいとはとても思えないような事務まで、行政事務はいっぱいあるわけですから、そこを少し考えたほうがいいんじゃないか。そのために、じゃ権限もよこさないのかと言われるのはいやでしょうから、権限はやります、でも事務移管してもらえればいいんです。要するに、国からの法定受託事務の逆バージョンを、市町村と県の間でやっていくということは、熊本がやってもいいんじゃないかなと思っています、行政効率を上げるということの前提でいけばね。そんな考え方を、考えてみられることはできませんか。考えるかどうかだけでいいですよ。

○岡村総務部長 県の行政の中でも、同じようなことはあり得ると思います。各地域振興局で、本当にちょっとしかない業務、例えば専門職的なものを広域本部に集めて、集中処理するというのと、若干発想的には似ているところがあるのかなという気もいたしますので、そこはちょっと考えさせていただきたいと思います。

○前川収委員 私が言っているのは、垂直補完とは少し違うんです。この垂直補完というのは非常に、逆なんですよね。垂直補完というのは、何か地方の市町村にとっては、非常に屈辱的な話で、合併しないなら垂直補完するぞとか、水平補完やるぞとか。そういうことじゃなくて、行政効率化を上げるために、むしろ市町村から県がいただいて、市町村の、意図的に、自主性によってそういうことができるような受け皿を県がつくるような感覚を、考え方をまとめていけばどうかという話ですので、ぜひそこを間違えないように。

○岡村総務部長 お預かりいたします。

○前川収委員 はい。それともう一つ、道州制の問題で単純な話なんですけれども、町村会は反対という意見がかなり出ていますね。それと自治体、県も知事会の中では推進知事の会ということで、知事会トータルかどうかは、ちょっとこの中ではよく読み取れないところもありますけれども、賛成、反対というところが、両方あるかもしれませんが、この資料から見れば、相対的には知事会は推進している側に見えるという感じですかね。

それと市長会は、政令市のほうは知事会と同等みたいな話になっているけれども、市長会のほうは何も言わないと。言っているかもしれませんが、この資料の中には見えないということから見ると、財政力が強くて力のあるところは道州制をやろうと言っているように——相対的な話ですよ——ように聞こえて、市町村という比較的財政基盤が弱くてちっちゃな基礎自治体のほうが反対しているという、今この時点においてここが非常に大きな、やっぱり私は問題になっているとおっしゃって、基本的に道州制は、何にでも書いてあるように、基礎自治体が主役にならないといけない。基礎自治体が主役であるというのは県がなくなるわけですから、道州からすぐ市町村ということになって、本来住民自治を担うべきその市町村が反対と。町村ですけれども、市は入ってないみたいですが、そのことは非常に根幹的な部分の話だというふうに思っておりますが、そういった階層的に分かれてきた意思表示が出てきていることに対しては、県としてはどういうふうに対応していらっしゃいますか。

○小原企画課長 今、前川委員がおっしゃいました、特に規模の小さい税財政基盤が脆弱な市町村ほど道州制に対する不安が非常に大きいと。これは当然でございまして、現在の自民党、公明党が出している法案にしても、

基礎自治体の役割については、非常に不十分であるというところがございますので、そういった意味では確かに、そういった御不安を、市町村が抱える不安を取り除いていくというのは非常に重要なことだと考えております。

そういった意味でも、最終的な道州制の目的は、知事も言ったとおり、住民の幸福感につながるものであるので、住民の自治の拡充、あるいは住民のサービスが落ちないようにするにはどうしたらいいかというところについては、これからいろいろ議論を町村の方とも深めていきたいというふうに考えております。

○前川収委員 そういう中に、さっきの権限の話も含めてですけども、逆垂直でいただく権限を——逆垂直ですよ——あくまで上から下じゃなくて、下から上にいただきたいという話なんだけれども、いただくというか委託していいですよという話なんだけれども。そういうことも制度の中にきちっと入れていくことが必要だと思うけれども、それをやろうとすると、受け皿になる県がなくなりますという話になって、これは道州がやってくださいという話が道州制になっちゃうわけで、やっぱり権限とか財源、財源のほうはまだ置いておきますけれども、これはもっと大きな財源論の話もあるんだと思います。私は自民党なんですけれども、自民党が公明党と一緒に法案を出そうとしておったということに対しては非常に大きな懸念を持っておりまして、そういったイメージをわからないままに出さなかったからよかったなというふうに思っていますが、やっぱりきちとした形が見える、見切り発車じゃなくて、見える形というのをちゃんと示していただかないといけないと思います。知事は住民のための道州制だとおっしゃっていますが、じゃ、なぜ道州制が住民のためになるのか、その説明責任が少

し欠けているような気がしておりますので、その辺のところをきちっと説明責任を果たしていただければと思っています。要望です。

○大西一史委員 ちょっと今に関連してなんですけれども、道州制のさっきの議論の中で、知事と町村会との意見交換の中で、両方とも共通認識が持てるんじゃないかということを知事が言っているという、これはどういう根拠を持っておっしゃっているのかよくわからないんですが、いずれにしても、相当な溝があるんですね。町村会の考え方と知事の考え方には、相当な溝があるというふうに思うんですが、私たち県議会としてはそういうことで受けとめていいですかね。

○小原企画課長 今の段階では、先ほど前川委員がおっしゃられたように、町村としては道州制を導入されるに当たって、またしても合併を強制されるんじゃないかとか、一時期の議論では基礎自治体は最低30万人以上とか、そういった議論も出ておりましたので、町村としては今の段階で、町村の役割、道州政府の役割、国の役割が非常に不明確なまま進めて行かれることに対しては強い不満を感じるという意味において、知事はそれに対しては十分理解を示しているというところがございます。

それで、先ほど申し上げたように、道州制の最終の目標は、地域住民に対するサービスの向上、あるいは住民自治、団体自治、基礎自治体のレベルで拡充させることが目的でございますので、そういった意味においては、町村会も市長会も県のレベルでも同じではないか、そういう認識で議論を深めていけば話し合いができるんじゃないかというところだと思います。

○大西一史委員 いや、もっとシンプルにね。町村会と知事の間には溝があるかないか。

どう思いますか。溝はあるでしょう。どうですか。

○小原企画課長 溝というか、考え方の今の違いはあります。違いは確かにあります。

○大西一史委員 余りこれ以上責めると気の毒なのであれなんですけれども。やっぱりその溝を……結局は、知事は、非常に楽観的にその共通認識は持てるのではないかとおっしゃっているんですが、その共通認識を持つためには、じゃあどうしたらいいんでしょうねというところを、私たちは議論していかなければいけないと思いますね。この道州制の議論を考えると、先ほど前川先生がおっしゃったようなあり方というのは非常に大きいと思いますね。私は逆に言えば、県が広域事務処理センターのような機能を果たしつつ、具体的なローカルルールは市町村がある程度決めていくというような、その逆の分権のあり方というんですかね、発想の転換ですよ。こういうパラダイムシフトがないと、やっぱりうまくいかないと思いますね。一番大事なことは、やっぱり道州が担う仕事を単純にただ安易に決めてもらうんじゃなくて、国の仕事の中から——現時点ですよ——国の仕事の中から、もはや国が立案して行うよりも地方で考えて行ったほうがうまくいくものと、地方が地方の考えで行っても問題がないものというのをいかに抽出するかというところが一番、私は大事なところだと思います。ここがきちっとできない限り、この道州制のいろんな枠の議論、道州制になって、都道府県を廃止しようがどうしようが、この部分がないと、適正な行政の単位であるとか、規模であるとか、人口であるとか、面積であるとかというのは絶対に出てこないし、話はもうこれはすれ違ったまんまで、溝ができたまんまで私は終わると思います。だから、そういう意味ではそういう考え方に立つ

と、今の制度、現行制度であってもそういったことというのは、まずやらなければいけないんじゃないかなと思うんですよね。要は、国でやるよりも都道府県、あるいは市町村でやったほうがいい、地方でやったほうがいいもの、地方でやっても全く問題がないのには縛られている問題、そういった整備というのは、もう既に今やっている段階でできるはずなんですよね。それを積み重ねていって、本当にこの道州制の議論がもっと深まって、法案が秋口に出るのかどうなのかわかりませんが、それこそ、その市町村、あるいは町村会あたりともそうだけれども、基礎自治体と県、あるいは国との共通認識が私はでき上がっていくんじゃないかなと。だから、そこをつくっていくのが、私は大事な仕事だと思うんですが、そういったことをぜひやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○小原企画課長 今、大西委員がおっしゃられたとおり、まず、道州制の導入の前にやるべきことがあるんじゃないかというところでございます。ただ現在、今回は道州制の基本法案が先送りということを述べましたけれども、現在、自民党の中では、この前の骨太の方針、それから今回の参議院議員選挙の公約の中でも、もう道州制法案については、はっきり推進するという形で進めておられる現状を見たときに、やはり今回は、その国民的な議論を深める必要があるということで、そういう方向に進んでいく中においては、今後それを前提として、私どもは地方団体6団体とも足並みをそろえていくための議論を進めていきたいというふうに考えてございます。

それで、この前の4月22日の全国知事会議では山田会長のほうからは、今度の7月の全国知事会では、これに関して何らかの意見をまとめたいと、その際は市長会、町村会、6団体との足並みをそろえた形で出したいというふうな意向は示されております。

○溝口幸治委員長 大西委員の質問に、きちんと答えてください。

○大西一史委員 では、もう1回言いましょうか。

だから、国の仕事の中から、国が立案して行くよりも地方が、地方でやったほうがうまくいくものと、もう地方で、地方の考えで行っても現在問題がないものというのを、きちんと抽出していくという作業をちゃんとやって、それを例えば、市町村は基礎自治体と県あたりときちっとその辺をすり合わせをしていって共通認識を持つということが大事だから、そういう作業をされたらどうですかということをお願いしたんですが。ただ単に、道州制に反対か賛成かというようなステレオタイプな議論、ざっくりした議論はもうやめて、ただ単にこれ、だって要望書とか決議を見るだけでも、これはもう絶対反対ということでしょう。ですよ。だったら、こんなの共通認識も何も持てないんですよ。ということは、共通認識を持つ糸口を得るためには、そういう作業、地道な作業が必要だと私は申し上げている。だから、そういう作業を、ただ単に市町村と協議を、ただ意見交換をするんじゃないで、そういったことの観点でやったほうがいいんじゃないですかと申し上げています。だから、それはやりましょうよ。いかがですか。

○内田総括審議員 今、大西委員の御指摘ですけれども、国の役割、地方の役割をどういうふうに明確にするかというのは、ある意味では、道州制の議論でもありますけれども、いわゆる地方分権の議論だと思います。この地方分権の議論につきましては、淡々と進めていくという形で、共通認識を持ちながら、国の権限を地方に、県の権限をまた市町村に、場合によっては、先ほど前川委員のおつ

しゃいましたように、ある面では補完性の原則から、市町村ができなければ県にというような話もありますけれども、それなりの認識の中で議論をしていかなくちやならないというふうには思っております。

道州制の推進知事指定都市連合の会議の中でも、町村会からの反対意見について、やはりこちらのほうで話を、報告をいたしまして、その中でもやはり真摯に耳を傾けなくてはならないというふうに意見がまとまりました。ですので今後、地方自治の視点、町村のレベルから道州をどう考えるかというような議論が行われていくと思われまますので、先ほどの権限移譲の話も含め、それから垂直委任といいますか、そういうような新しい方法も含めて議論がなされる、そうしないと多分、道州制の議論は個人的にも前に進めていけないではないかというふうに思っております。

○大西一史委員 だから、そういう形の話し合いを進めてくださいねということ、じゃあ要望として申し上げます。

とにかく、今度知事会が7月上旬にあつて、いろんな意見が多分出されるでしょう。ただ知事会としてはどうやら、いろんな話を聞くと、若干その道州制導入に対してはネガティブな意見で取りまとめようとしているということになっているというような感じを伺っています。この知事会で意見を言うときに、今のような視点で、ずっとその共通認識をどうやって持つかということが大事なわけですから、そこをより強調していただくように、知事のほうにも、委員会のこういう意見が出たということを伝えていただいて、それを知事会での意見具申というかな、意思提案というかな、考え方を提案するときに参考にさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○前田憲秀委員 私からも、大西委員、前川委員の内容と同じかもしれないですけども、この道州制の基本法案というのは、今御案内のとおり継続審議ということになりました。私も県下の何人かの首長さんと懇談を持つ中、また関係者と懇談を持つ中で、先ほどもあったように反対というお話を聞いております。

その中で私は、この道州制推進基本法案という、あたかもこの道州制を5年後に実施しますみたいな、名前がいけないというふうに国にも言っているんですけども、内容は、いわゆる道州制というものを考えたときに、その対象の地域、基礎自治体としてはどうあればいいのでしょうかという投げかけの内容にも取れるんじゃないかと思うんですけども、そういうニュアンスは持たれてないですか、どうですか。余り読んでないですか。

わかりました。先ほどの合併特例債の話もありますけれども、ある首長さんは、やはり5年後、もうあと数年後に20億、25億なくなりますと、これが現実の話なんですよね。それと何かごっちゃになっているような気がします。もちろん、先ほど紹介あった20万、30万規模というイメージが出たものですから、我が町は我が村は2万、3万ということは、どうなるんですかという、全くイメージがでない状態だと思うんですよね。

ただ、その反面、地域主権で地域の権限をいかに増していくかという話もあるわけですよ。だから、そんな中で私としては、先ほど合併の検証をすべきじゃないか、それとリンクをして、例えば国から地方に権限が移譲された場合には、確かにこれは道州になるのかどうなのかわかりませんが、このほうでやったほうが明らかにメリットがあるなというような検証ですよ。そういったのは、推進知事の本県であれば、やっぱりがんが発信すべきじゃないのかな。この道州制特別委員会というのがあること自体でも、全

国ではなかなかまれというふうにも聞いていますし、そういう意見こそががんがん出す環境にはなれないもんなんですかね。関連した質問ですけども、どうでしょうか。

○小原企画課長 確かに道州制そのものについては、そのメリットやデメリットに関して地域住民の方々がなかなか理解しにくい部分もあるので、関心がまだ高まってないというのは事実でございます。県といたしましても、年に1回は道州制シンポジウムなどを開催して関心を高めてもらう努力はしておりますけれども、今後もさらなる機会を利用して、そういった情報発信をやっていききたいというふうに思っております。

○前田憲秀委員 それは、いわゆるイメージの中じゃないですか。道州制を推進する上でどうなるみたいなシンポジウム、それもそれで大事かと思うんですけども、地域主権の中で、地域に権限を移譲するという中で、こうなれば道州の形のほうがよりメリットがあるなという発信もあってしかるべきじゃないのかなと思うんですけども、そこら辺はどうですかね。

○小原企画課長 前田委員がおっしゃられたように、そういったのを含めて、九州地方知事会では九州モデルというのをつくっておりますので、パンフレットもつくっております。そういったもので、道州制に関してのメリット、もちろんデメリットも含めた形で広報を進めることは可能だと考えております。

○前田憲秀委員 はい、ありがとうございます。

道州制と言われている中で、イメージとすれば道州から基礎自治体になるわけですから、県議会議員も必要でなくなる話になるわけですね。そこが具体的にどうなるのかわか

りません。そこも乗り越えて、やはりまだイメージとしてはっきりしない、その住民の幸福量というんですか、そこが、じゃあ何なのかというのを、もう少しこう具体的に発信をするというのは、今大事な時期なんじゃないのかなというふうに思っていますので、ぜひ先ほどの件も強く要望させていただきます。

○松田三郎委員 関連しますが、資料で言うと14ページ。大変基礎的な、基本的な質問で恐縮ですが、企画課長に聞くのもどうかと思うんですが、これに書いてある基礎自治体というのが、定義とか基本理念が書いてありますね。市町村の区域を基礎として設置するとか、あるいは、みずから実践できる地域完結性を有する自治体云々と。町村会とか町村議長会の中の懸念というのは、恐らく、国、道州、基礎自治体の3層になる、道州、自治体の2層とこっちは書いてありますが。ということは、さっき20万、30万という話もありましたが、かつて、あるいは今もそういう議論があるのかもしれませんが、自己完結性とか、ある程度の基礎自治体としての体力を持つには、やっぱり小さい町村じゃ難しいから、事実上、あるいはこれからさらに市町村合併を強制されるのではないかというのが不安の大きな1つじゃないかと思います。

それで、私もそう思っております、都道府県がなくなって、道州と基礎自治体という話になるんだろうと。先般、増永先生からある新聞記事を見せていただきまして、この法案に主導的に携わってこられた自民党の磯崎参議院議員でいらっしゃいますけれども、この方が、それは大きな誤解なんだ、そういう誤解があるから多分反発があるんだろうというような発言をなさった。どこがどういふうに誤解なのかというのは全然触れてなかったので、我々が思っているのはもしかすると、この法案の修正がかかっている部分はあるとおっしゃった、違う意味合いでの基礎自

治体というのを立法者が考えていらっしゃるのかなと、素直にその記事を読むと。ということは、我々は誤解に基づいて反対したり、誤解に基づいてどうこうと。確かに、これを読むとちょっと市町村、今の市町村——今あるですね——がイコール、役割は変わるけれども基礎自治体と呼ばれるものになるのか、また別に基礎自治体をつくると3層、4層になるわけでしょうから、それはあり得ないだろうけれども、その規模と位置づけに関して何か議論とか、これに関しての一问一答じゃないけれども、こういうのに何か議論されているのを御存じの方は、ちょっと教えていただければと思います。この定義自体は何か、まだやや抽象的でしょうから。

○小原企画課長 基礎自治体について、この文言が、どういう意味をあらわしているかというお話でございますが、確かに有識者の中では、この表現に関して、これは今の市町村と全く別のものを想定しているのではないかと言う方もおられますし、そうでないと言う方もおられます。まさしくここが、市町村が、町村会が反対している1つのまた理由でございまして、現在こういうところも含め、修正案が出されているような話も聞いております。これは、ここだけではなくて、例えば先ほど申し上げました13ページのところでございますけれども、やはり地方の意見の反映のところ、国の出先機関の廃止のところも含めまして、国の今の現状では、国の行政機関の整理合理化という、整理合理化までしか書いてないんで、知事会としてはやはりここはもう少し踏み込んだ形での出先機関の廃止、あるいは中央省庁の解体・再編とはっきり、誤解を招かないというか、もうちょっと詳しく具体的にということで申し上げておりますので、そういった文言一つ一つはいろんな意味で今、どう解釈するのか、どういう意味が裏に含まれているのかというところで、

有識者の方、あるいは町村の中でも議論が今あっているというふうに聞いております。

○溝口幸治委員長 ちょっと整理します。これは自民党の道州制推進本部との意見交換で知事会に出された資料で、それを添付資料として出している、この中身について執行部に聞いても執行部はわかりませんので、しかも自民党内でもまだ党内で決まって出しているわけでもないし、公明党さんとの協議が進んでいるわけでもない、この中身についての議論は、ここでは執行部に聞くのはちょっとやめていただきたいというふうに思います。

その上で質疑……（「関連」と呼ぶ者あり）関連。

○松岡徹委員 その関連で、さっき手を挙げておった。

○増永慎一郎委員 今、松田先生が言われたとおりなんですけれども、これに書く前に道州制の議論を深めていくときに一番基本的な話なんですけれども、執行部としてどういう枠組みで道州制が進んでいくという、何かイメージがあるのか、ないのかですよ。例えば県を集めて州にして、そしていろんな市町村を集めて基礎自治体にするという方法なのか、例えば県のここからここまでを切って、そして州をつかって、そして町村を分断して、きちんとその生活圏なら生活圏でまたやり直すのか、今までずっと道州制のことについて、どういうイメージでされているのか、ちょっと私は。私としては、例えば今ある既存の市町村あたりがきちんと合併をして基礎自治体をつかって、そして県が集まって州をつかっていくようなイメージかなというふうに思っていたんですけども、何かずっと話を聞いてみても、そういうイメージがなかなか湧いてこないんですよ。そういうの

をきちんとある程度出さないと、やっぱり町村会あたりは完全に町が合併していくように多分思われているわけですよ。だから、その辺はどういうふうに考えられているのか、一番その道州制の基本となる皆さん方が前提ですよ。それだけ聞かせてもらっていいですか。

○内田総括審議員 道州制の大きな枠組みは、国の事務をある程度大きな、県がまとまった1つのブロック単位で行うというのが原則ですので、九州で言えば、九州全体で国の事務を移譲してもらって行う。今度は、県が持っている、現在県が持っている事業は基礎自治体で、それを当初のイメージは行政的に効率がいい20万ないしは30万の一つの人口規模の自治体、それを基礎自治体というふうに言っていると思うんですが、そこに移譲するというのが実に単純な話だと思いますし、それが道州制の大きな枠組だと思います。

ですから原則、今までの議論はそういう中でやったんですけども、ただ、やはり市町村合併が進む中で、いろんな意味で現行の市町村を、じゃ20万、30万、もしかしたら非常に過疎的な、地域においては非常に大きな、県の3分の1ぐらいが一つの自治体になるみたいな話になります。これで本当に、地方自治という視点からするとどうなのかというのが、ある面では町村長さんの疑問でもあるし、本当にそれが地方自治としていいのかどうか。総合行政主体論的な話になれば、全部市町村がそういう事務を担えるような組織をつくらなければならないという話になるんですけども、先ほど前川委員からありましたように、現行の自治体を基礎にしながら、もう少し受け皿的に大きなものがないかという工夫も必要でしょうし、今後の議論は多分、分権からの視点でのそういう議論をずっとしていかなければ、今の中央省庁解体といえますか、国の事務を道州にという議論の流

れだけでは、多分制度がつかれないんじゃないかなと思っています。

ですから、我々都道府県レベルでは、市町村長さんたちの懸念といいますか、地方自治をどう守るかという視点では、そういう視点から道州制をもう一度見直して組み立てをし、それを国に対して提案をしていくという作業が今後、全国知事会等を通じて提案していかねばならないかなというふうに思っております。

○増永慎一郎委員 まあ、今まで大体わかっているんですけども、首長さんの中には、例えばこの前、消防の広域化がありました。あれ県央、県南、天草、県北というような形で分かれまされたけれども、あれがまさしく、ああいうふうな形でなるのではないかなというふうな懸念があって、消防の広域化に反対された首長さんも実はいらっしゃるんですよ。そういうのは、やっぱりちゃんと頭の中に入れておいてもらいたいというふうに思っています。

○溝口幸治委員長 お待たせいたしました。松岡委員。

○松岡徹委員 今まで道州制問題については、日本経団連の1次、2次の提言ですね。それから以前の自民党の提言とか、そういうので私なりに意見を述べてきましたが、現時点で言えば、基本法案というのが一応まとまって、そして参議院選挙前には出さんけれども、明けたら臨時国会に出そうかという段階にきているので、いろいろその修正とかいうのも聞こえてくるけれども、基本的には今のこの基本法案の中身をどこが出したとか何とかは超えて、やっぱり道州制の調査等特別委員会としては、中身を検討するといいますか、そういうことで委員長や委員の先生にも提案したいし、執行部にも考えてほしいなど

思っているんです。

例えば、基本法案の2の定義の③で、道州制は道州及び基礎自治体で構成される地方自治体であるとなっているんですけども、ここでまず、その道州という問題で、僕は3つぐらいの角度で検討する必要があるんじゃないかなと思っております。

1つは、これはこれまでも再三言ってきたんですけど、本当に都道府県制度は廃止しなきゃならぬ対象なのかと。100何年も続いたということは、それだけいわば安定した制度という論者もいるし、都道府県を残しながら広域連携とかいろんなやり方で対応するやり方もある。この角度が1つですね。

それから基本法案で言っているのは、道州というのは、国際競争力を持つ地域経営の主体というふうになっておるんですね。地方自治体が経済界じゃないわけだから、地域経営経済の主体になるということがどうなのか。

それで、ここにちょっと日本経団連が3月に緊急提言を出しているんですけどもね。その中では、日本経団連は、道州制の役割というのはグローバルな競争力の強化と、こうなっているわけですよ。地方自治体はその経済競争に勝ち抜く主体として、そういうことになるのかなという角度ですね。

もう1つは、結局は、国の仕事をいっぱい道州に持ってくるわけだから、さっき松田先生がおっしゃった自民党の推進事務局次長の国会議員の発言では、その仕事は主に国の役人がやる、国家公務員が。そんなことを考えると、本当に地方自治体の性格になるのか。国の出先機関みたいな道州になることにならないのかと。そういう点を僕は、一つは道州という問題では、そういう3つぐらいの角度からしっかり検証したらどうかと。

それから基礎自治体については、要するに今までの市町村の事務と県の事務と、その住民に身近な事務を、いわば自己完結的になっているわけですね。そうなった場合に、そ

れでずっと煮詰めていくと、結論的には今の
ような小さな町や村ではそんなことはできな
い。ということになると、もう大規模な市町
村合併は避けられないということに、私はな
ると思うんですね。ですから、この道州と基
礎自治体にするという道州の検討と、基礎自
治体のこの基本法案で規定するところの規定
が結果としてどうなるかという問題を、しっ
かりやっぱり検討しなければいかぬと思いま
す。

それから、もう1つは財源ですね。この基
本法案では、いわゆる財政調整機能を果たす
となっているんですね、それは与えると。し
かし、これまでの大事な財源保障機能という
規定は、この基本法案にはないんですよ。そ
うなった場合、ナショナルミニマム関係はず
っと国からくると。財源保障機能がなくて、
それが果たせるのかという問題があるわけ
ですね。そういう点を、私はこの特別委員会
というのは非常にすばらしい委員会で、いわば
道州制に向かうというそういう一面的な立場
じゃなくて、しっかり検証しようというよう
なことで議論が進められてきたから、ぜひ、
何というか、そこら辺を含めて中身を検討す
る委員会にさせていただけないかなと。

もう1つは、きょう紹介された熊本県の町
村会とか、町村議長会とかがああいう態度を
表明されていますでしょう。以前、有八の特
別委員会のときに、参考人として、関係者を
呼んだことがあるとですよ、県立大の先生を
ね。僕は、町村会あたりから参考人として御
意見を伺うとか、そういうような委員会の設
定もあっていいんじゃないかなと。委員長と
各位の皆さんに私の提案ですけれども。

以上です。

○溝口幸治委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、これで質疑を終了いたします。

それでは続きまして、お諮りしたいことが

ございます。前回の委員会におきまして大西
委員から御提案がありました、今、松岡先生
からも御提案がありました、参考人招致の
件でございます。道州制に関する有識者の考
えを伺う件につきましては、本委員会におけ
る付託調査事件の調査及び審査のために必要
があると認められますので、これを行うこと
としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 はい。異議なしと認め、
そのようにいたします。

なお、実施に当たっては、開催時期、詳細
等につきましては委員長に御一任いただきた
いと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 はい。

続きまして、私のほうから御提案がござい
ます。今、松岡先生からも御提案がございま
したが、道州制に関して町村会を初め各関係
団体からいろいろな考え方、御意見があるよ
うでございます。

つきましては、本委員会の調査・審議に資
するため、各関係団体との意見交換を行うこ
とを考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 はい。異議なしと認め、
そのようにいたします。

なお、実施に当たっては、開催形式、開催
時期等詳細については、委員長に一任してい
ただきたいと思いますが、よろしいでしょ
うか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 はい。では、そのように
いたします。

それでは続きまして、閉会中の継続審査に
ついてお諮りいたします。

本委員会に付託された調査事件について
は、審査未了のため次期定例会まで本委員会
を存続して審査する旨、議長に申し出ること
としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 はい。異議なしと認め、
そのようにいたします。

その他に入りますが、何かございませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 はい。なければ、これ
をもちまして第13回道州制問題等調査特別
委員会を閉会いたします。

午前11時57分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によ
りここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長